

事務連絡
令和3年11月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その6）

標記については、令和3年11月10日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、ベトナム当局及びマカオ当局との間で、高病原性鳥インフルエンザ発生県以外で生産及び処理された家きん製品の輸出継続について確認されたことから、ベトナム及びマカオ向けに輸出される家きん製品について、輸出検疫証明書の交付を11月18日付けで再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、下記のとおりに対応をお願いします。

衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が下記の都道府県以外で生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が交付されませんので、関係者へ周知をお願いします。

記

1 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

秋田県、鹿児島県又は兵庫県で生産又は処理されたものについては衛生証明書の発行停止。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

2 台湾及び EU 等

全国において衛生証明書の発行停止。